

割増賃金率の引上げに関するアンケート
 (令和4年1月17日までにご回答ください)

【問1】 所属団体（複数選択可）	福井県経営者協会		福井県商工会議所	
	<input type="checkbox"/> 福井県中小企業団体中央会		福井県商工会連合会	
【問2】 企業規模 (法人全体の労働者数、パート・アルバイト含む)	<input type="checkbox"/> 10名未満		10～29名	
	<input type="checkbox"/> 30～49名		50～99名	
	100名以上		/	
【問3】 業種	製造業	鉱業	建設業	運輸交通業
	貨物取扱業	農林業	畜産・水産業	商業
	金融・広告業	映画・演劇業	通信業	教育・研究業
	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	その他の事業
【問4】 中小企業・大企業の別	<input type="checkbox"/> 中小企業 (中小企業の定義は図1参照)		<input type="checkbox"/> 大企業	
【問5】 本社所在地	<input type="checkbox"/> 福井県内		<input type="checkbox"/> 福井県外	
【問6】 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度と比較した時間外・休日労働時間の状況	増えた		変わらない	
	減った		/	
【問7】 直近1年間における、月60時間を超える時間外労働の有無	<input type="checkbox"/> ある		<input type="checkbox"/> ない	
【問8】 法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えた場合、25%以上の割増賃金率の支払いが必要になることについて	理解している		聞いたことはあるが、詳しくは理解していない	
	知らない、聞いたことがない		/	
【問9】 令和5年4月より、中小企業に対する割増賃金率の適用猶予が廃止（60時間超の場合25%増 50%増。図2参照）されることについて	理解している		聞いたことはあるが、詳しくは理解していない	
	知らない、聞いたことがない 【問11へ】		/	
(問9で または と回答した方のみお答えください)				
【問10-1】 割増賃金（60時間超の場合、50%増）に関して、就業規則、賃金規定等の見直しを行いましたか	既に新しい規定を作成済み		現在、新しい規定を検討中	
	検討を予定しているが、まだ進めていない		検討していない	

(問10 - 1で または を選択した方のみお答えください)

検討を進めていない、または検討していない理由・課題を教えてください(自由記載欄)		
【問10 - 2】 給与計算システム、労働時間管理システム等の見直しを行いましたか	既に令和5年4月に向けてシステム改修済み	現在、システム改修を検討中
	検討を予定しているが、まだ進めていない	検討していない

(問10 - 2で または を選択した方のみお答えください)

検討を進めていない、または検討していない理由・課題を教えてください(自由記載欄)		
【問11】 福井労働局・働き方改革支援センターの支援を希望しますか (複数選択可)	【福井労働局、監督署による支援】	
	<input type="checkbox"/> 行政職員の企業訪問	<input type="checkbox"/> 説明会の案内
	<input type="checkbox"/> 関連資料の送付	<input type="checkbox"/> 希望しない
	【働き方改革支援センターによる支援】	
	<input type="checkbox"/> センター職員(社労士等)の企業訪問	<input type="checkbox"/> 説明会の案内
	<input type="checkbox"/> 関連資料の送付	<input type="checkbox"/> 希望しない
会社名	(担当者職氏名)	(TEL)

【図1】中小企業の定義

業種	資本金の額 または出資の総額	または 常時使用する 労働者
小売業	5,000万円以下	または 50人以下
サービス業	5,000万円以下	または 100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
その他 (製造業、建設業、 運輸業、その他)	3億円以下	または 300人以下

事業場単位ではなく、企業単位で判断します。
資本金や出資金の概念がない場合には、労働者数のみで判断します。

【図2】割増賃金率の改正

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率		
大企業は 50%		
中小企業は 25%		
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(令和5年4月以降)

月60時間超の残業割増賃金率		
大企業、中小企業ともに50%		
※中小企業の割増賃金率を引上げ		
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

～ ご協力、ありがとうございました ～

【問合せ先】福井労働局監督課(井関、三ツ井) TEL: 0776-22-2652